

「介護予防・訪問介護相当サービス」料金表

令和4年10月改定分

対象事業所：あすならホーム富雄訪問介護、あすならハイツあやめ池訪問介護

※奈良市（6級地）の1単位あたりの地域単価 **10.42円**

※各サービスの単位数に地域単価を乗じた金額が利用料金になります。

①訪問介護相当サービス 週1回程度の利用

サービス内容	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
月4回までの場合、1回当たり	268単位	2,793円	280円	559円	838円
月5回以上の場合、月額料金	1,176単位	12,254円	1,226円	2,451円	3,677円

※その月の利用回数が5回以上になった場合は、月額料金が適用されます。

②訪問介護相当サービス 週2回程度の利用

サービス内容	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
月8回までの場合、1回当たり	272単位	2,834円	284円	567円	851円
月9回以上の場合、月額料金	2,349単位	24,477円	2,448円	4,896円	7,344円

※その月の利用回数が9回以上になった場合は、月額料金が適用されます。

③訪問型サービス 週3回程度の利用（要支援2のみ）

サービス内容	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
月12回までの場合、1回当たり	287単位	2,991円	300円	599円	898円
月13回以上の場合、月額料金	3,727単位	38,835円	3,884円	7,767円	11,651円

※その月の利用回数が13回以上になった場合は、月額料金が適用されます。

④加算料金

サービス内容	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
初回加算（注:1）／月	200単位	2,084円	209円	417円	626円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）／月	100単位	1,042円	105円	209円	313円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）／月	200単位	2,084円	209円	417円	626円

注:1 初回加算

- 1.はじめて予防介護訪問型サービスを利用する場合
 - 2.訪問介護サービスを利用していた要介護者が、要支援者の認定を受けて介護予防訪問型サービスを利用することになった場合
 - 3.過去2か月に介護予防訪問型サービスを利用していなかった場合
- ※初回または初回の属する月に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算されます。

介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に13.7%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数に10.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数に5.5%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に6.3%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に4.2%を乗じた単位数
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に2.4%を乗じた単位数

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

※介護職員等特定処遇改善加算…2019年10月からの消費税率引き上げに伴い、処遇改善のための特定処遇交付金が新設されました。

※介護職員等ベースアップ等支援加算…2022年10月から介護職員等の処遇を改善するために新設された加算です。

※介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算と介護職員等ベースアップ等支援加算が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算が（Ⅰ）の場合…所定単位数に22.4%（13.7%+2.4%+6.3%）を乗じた単位数が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算が（Ⅱ）の場合…所定単位数に20.3%（13.7%+2.4%+4.2%）を乗じた単位数が加算されます。

※介護保険適用料金の自己負担額

・1ヶ月に利用されたサービスの単位数の合計（処遇改善加算等を含む）に地域区分単価を

乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担金になります。

- ・1ヶ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額とは差異が生じることがあります。